

食安監発第1001001号

平成20年10月1日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

スギヒラタケの摂取について

標記については、平成16年10月22日付け健疾発第1022005号及び食安監発第1022003号等により、注意喚起をお願いしたところです。

つきましては、本年のスギヒラタケの採取シーズンにおいても、念のため、腎機能の低下していない方も含めた一般の方に対し、引き続き、スギヒラタケの摂取を控えるよう注意喚起をお願いします。